

平成17年4月18日

会 員 各 位

茨城県毒物劇物保安協会
会 長 幸 島 博 起

過酸化水素製剤等に係る適正な管理等の徹底について

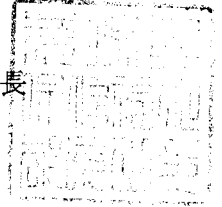
このことについて、平成17年4月8日付け薬第370号をもって茨城県保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。



薬 第 370号
平成17年4月8日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部長



過酸化水素製剤等に係る適正な管理等の徹底について

このことについて、平成17年3月29日付け薬食発第0329007号をもって厚生労働省医薬食品局長から別添のとおり通知がありました。

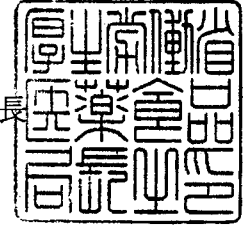
つきましては、御承知のうえ、適正な販売及び保管管理の一層の徹底がなされるよう貴会会員に対してよくお知らせください。



薬食発第0329007号
平成17年3月29日

都道府県知事
各 保健所設置市長 殿
特別区長

厚生労働省医薬食品局長



過酸化水素製剤等に係る適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、かねてより種々ご配慮をわずらわせているところではありますが、近年の過酸化水素を使用した手製爆発物の製造及びそれら手製爆発物を用いた事件が相次いで発生している状況等に鑑み、内閣官房に設置された国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において策定された「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日）」において、先般、過酸化水素（オキシドール等）等爆発物の原料となる化学物質の管理を強化することとされたところがあります。

つきましては、過酸化水素製剤等の適正な管理等の徹底について、平成11年1月13日付医薬発第34号厚生省医薬安全局長通知「毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について」等を踏まえ、下記のとおりとすることとしたので、貴管下の薬局開設者、医薬品一般販売業者、医薬部外品製造業者及び毒物劇物営業者に対する指導につき遺漏なきを期すようお願いいたします。

記

1. 薬局開設者及び医薬品一般販売業者に対し、過酸化水素製剤について、盗難防止措置の徹底等当該製剤の適切な管理につき改めて指導するとともに、一般消費者に当該製剤を販売するに当たっては、必要に応じて、身元及び使用目的について確認した上で行うこととし、使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等当該製剤の安全な取扱いに不安があると認められる者には、販売を差し控えるとともに、当該者の不審な動向について速やかに警察に通報すること。
2. 過酸化水素製剤を製造する医薬部外品製造業者に対し、一般消費者に当

該製剤を販売する者において1と同様の管理・販売がなされるよう、卸売販売業者等を通じて当該製剤を一般消費者へ販売等する者に周知すること。

3. 毒物劇物営業者に対し、トリアセトントリパーオキサイド（TATP）や硝酸尿素等の爆発物の原料となるおそれのある、毒劇物たる過酸化水素や硝酸等の盗難防止措置を徹底すること。また、一般消費者への毒劇物たる過酸化水素や硝酸等の販売を自粛するとともに、譲渡に当たって、毒物及び劇物取締法第14条に定められた手続を遵守し、譲受人の身元及び使用目的について十分確認した上で行うこととし、使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等当該製剤の安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向について速やかに警察に通報すること。

【参考 1】

テロの未然防止に関する行動計画（抄）

（平成 16 年 12 月 10 日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

第 3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策

3 テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

⑨ 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化

TATP（トリアセトートリパーオキサイド）等爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料となる化学物質の中には、例えば、過酸化水素（オキシドール等）のように薬局等で誰でも容易に入手することができるものも存在する。

そこで、厚生労働省、経済産業省及び農林水産省は、平成 16 年度中に、通達により関係業界等に対し爆発物の原料となる化学物質の管理の強化について指導することとする。

また、警察庁は、通達の実施状況を見つつ、関係省庁の協力を得て、爆発物の原料の管理強化に向けた追加的措置の必要性について検討を行い、平成 18 年度中に結論を得て必要な措置を講ずることとする。

【参考 2】

「毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について」

(平成11年1月13日医薬発第34号各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長あて厚生省医薬安全局長通知)

毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)並びに向精神薬等の医薬品の監視取締りについては、かねてより種々ご配慮を煩わせているところである。

毒劇物の適正な保管管理及び販売については、平成10年7月28日付けの当職通知によりその徹底を図っていただいているところであるが、今般、シアン化合物を北海道下からの配送により無許可で譲渡したと見られる事件や、東京都下においてクロロホルムを使用したと見られる事件が相次いで発生するなど、毒劇物の適正な保管管理及び販売の徹底には一層の万全を期すことが求められている。また、神奈川県下においては向精神薬及び劇薬を使用したと見られる事件が発生したところであり、これら保健衛生上特段の注意を要する向精神薬、毒薬及び劇薬(以下「毒劇薬」という。)及び要指示医薬品についても、その適正な保管管理及び販売の徹底に万全を期すことが求められている。

こうした点にかんがみ、貴職におかれては、左記のとおり、貴管下業者等に対する指導等をよろしくお願いいたしたい。

記

一 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対して、毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」という。)第11条に基づき、毒劇物が適正に保管管理されているか早急に点検するよう改めて指導すること。

二 毒物劇物営業者に対して、毒劇物の譲渡に当たっては、毒劇法第14条に定められた手続を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)について十分確認を行った上で、さらに、毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うよう指導すること。

その上で、譲受人等の言動その他から使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向については速やかに警察に通報するよう指導すること。

また、毒劇物販売業者に対して、家庭用劇物以外の毒劇物の一般消費者への販売を自粛するよう引き続き指導すること。

三 向精神薬取扱者に対して、麻薬及び向精神薬取締法(以下「麻向法」という。)

第50条の21に基づき、向精神薬が適正に保管管理されているか早急に点検するよう指導すること。

四 向精神薬小売業者に対して、向精神薬の譲渡に当たっては、麻向法第50条の17の規定を遵守するよう指導するとともに、薬剤師法第24条に基づき、処方せんに疑義があるときには、当該処方せんを交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後に調剤を行うよう指導すること。

五 薬局及び医薬品販売業者に対して、薬事法第48条に基づき、毒劇薬が適正に保管管理されているか早急に点検するよう指導すること。

六 薬局及び医薬品販売業者に対して、毒劇薬の販売等に当たっては、薬事法第四六条に定められた手続を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)について十分確認を行うこと。

その上で、譲受人等の言動その他から使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向については速やかに警察に通報するよう指導すること。

七 薬局及び医薬品販売業者に対して、要指示医薬品が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じるよう指導すること。

八 薬局及び医薬品販売業者に対して、要指示医薬品の販売等に当たっては、薬事法第49条第1項の規定を遵守するよう指導するとともに、薬剤師法第24条に基づき、処方せんに疑義があるときには、当該処方せんを交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後に調剤を行うよう指導すること。

また、指示による要指示医薬品の販売等に当たっては、同条第2項及び第3項に定められた手続を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)について十分確認を行い、その上で、譲受人等の言動その他から使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向については速やかに警察に通報するよう指導すること。

九 近時、インターネット等を活用して医薬品や毒劇物の広告を行っている事例が見受けられるが、虚偽・誇大な医薬品の広告や承認前医薬品の広告に該当するか否かという観点に加え、無許可・無登録販売を前提とした広告ではないかという観点からも、こうした広告に対する十分な監視を行い、薬事法又は毒劇法に違反する事実が確認された場合には、販売の中止を指導するとともに、必要に応じて厳正な対応を行うこと。